

鉱山保安法施行規則等の改正について（鉱物名称変更等）

① 鉱山内の蓄電所の構内にある需要設備の取扱いの改正 令和 5 年 4 月 1 日施行（予定）

- ・ 電気事業法施行令の改正により、「蓄電所」の規制体系が整備されたことから、**鉱山保安法施行規則**を改正予定。

＜改正事項＞

鉱山内の蓄電所の構内にある需要設備について、発電所の構内と同様に、特定施設としない予定。

② 付属施設の範囲等に掲げる鉱物名称の改正 令和 5 年 4 月 1 日施行（予定）

- ・ 鉱業法改正により、同法第 3 条に規定される適用鉱物の名称が現行の学術名称等に合わせて変更されることから、**鉱山保安法施行規則第 2 条（付属施設の範囲）、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第 2 条（金属鉱物等）**を改正予定。

＜改正事項＞

そう鉛鉱 → ビスマス鉱 アンチモニー鉱 → アンチモン鉱 クローム鉱 → クロム鉱

③ JOGMEC の名称の改正 令和 4 年 1 1 月 1 4 日施行

- ・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が改称されたことから、**金属鉱業等鉱害対策特別措置法及び同法施行規則**を改正。

＜改正事項＞

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 → 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構